

令和5年第12回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第12号)

招 集 年 月 日	令和5年12月26日 (火)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年12月26日 9時35分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和5年12月26日 10時30分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	小笠原 敏子	△
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	3番	沖 貴雄	
	4番	宮本 千春	

議長	<p>総会を開会させていただきます。 本日の出席委員は9名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和5年第12回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:35)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に3番委員と4番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と西山はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第74号から議案第78号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第74号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん持分2分の1、[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん持分2分の1、耕作面積は119㎡です。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は4,565㎡です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大宇上殿字山根、地番が759番1、地目が田、面積が119㎡です。申請理由は譲渡人は相続をしたが、遠方により耕作困難なため譲り渡す。譲受人は隣接地であり耕作が便利のため譲り受ける。となっております。なお、こちらについてですが、天候等で現地確認の方ができておりませんので、来月に現地確認と聞き取り調査をさせていただけたらと思います。以上です。</p>
議長	<p>今、事務局に説明がありましたように、現地調査は天候的に調整ができなかったことで継続審議ということになります。そのについて異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>それでは議案第74号については継続審議といたします。 次に、議案第75号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>

事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は 133 m²です。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は 660 m²です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字加計字香草、地番が 903 番 4、地目が畑、面積が 133 m²です。申請理由は譲渡人は高齢で耕作困難なため譲り渡す。譲受人は自宅近くであり野菜を耕作するため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>それでは議案 75 号については私の方から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案書の 4 ページ、図面の 5、6 ページおよび写真を資料として添付させていただいております。12 月 23 日に、申請者の[REDACTED]さんの立ち会いのもと、現地調査を行いました。その結果について説明いたします。譲渡人の[REDACTED]さんは高齢であり施設入所をされており、申請地を管理できない状況であります。譲受人の[REDACTED]さんは申請地の隣で家庭菜園をやっておられ、申請地が隣地であることから合わせて野菜を栽培するということでございます。写真を見ていただきますと、下の写真、これは香草ですが、香草の旧駅の近くになりますが、下の写真で見ていただきますように奥に見えるのが譲受人の[REDACTED]さんの自宅です。それで囲いをしている野菜畑が、現在[REDACTED]さんが家庭菜園をしておられる菜園となっております。2カ所、それに隣接して赤で囲っているところが譲り受ける農地となっておりますので、隣接して管理ができるということでございます。今現在農機具は所有されていませんが、現在も農具を活用し栽培管理をされております。写真のとおりでございます。周辺の農地利用に影響もなく、農地法第 3 条 2 号各号に該当しませんので、結果相当と判断しました。審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 75 号について、審議に入ります。議案第 75 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 75 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 75 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 76 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。譲受人の住所は[REDACTED]</p>

	<p>■■■■■、お名前が■■■■■さんです。申請地は大字加計字遅越、地番が461番5、地目が畑、面積が79㎡です。申請理由は譲渡人は申請地を相続したが現況宅地となっており管理困難なため譲り渡す。となっております。以上です。</p>
議長	<p>それでは議案76号については私の方から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案書の7ページ、図面の8ページ、9ページ及び写真を添付させていただいておりますのでご覧ください。12月24日に■■■■■さんに電話による聞き取り調査と現地調査は16日に行いました。それについて結果報告をいたします。</p> <p>本事案は譲受人による宅地への転用事案です。本事案は、■■■■■さんから譲り受ける手続の中で農地の一部を宅地への無断転用したことが今回の申請手続で判明しました。令和4年に相続を受けた段階で既に無断転用となっていたわけで、先代の所有者の■■■■■さんの時に現状変更されたものでございます。写真を見ていただきますと、これは遅越になります。ひこばえの下の方になりますが、下の写真でありますように既に赤い屋根と向こうに白い倉庫みたいなのが見えますが、そこが既に無断転用となって増改築されております。そういうことで今回申請をされたものです。以上のことから、事業規模から見て適切な面積であれ、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。なお、この事案については無断転用となっており、■■■■■さんより始末書の提出をされております。</p>
議長	<p>それでは、議案第76号について、審議に入ります。議案第76号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第76号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第76号は申請のとおり承認決定いたしました。続いて、議案第77号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第77号の説明をさせていただきます。</p> <p>この案件は、安芸太田町長より、安芸太田農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められています。内容については、資料1をご覧ください。</p> <p>こちらは10月に受付を行った農業振興地域除外申出について、社会情勢の変動、自然・社会・経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められるもの、及び農村生活の利便性の向上を図るため、農業振興地域計画の変更を</p>

	<p>行うものです。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2、及び同施行令第3条の規程により、関係機関の広島市農協、太田川森林組合及び安芸太田町農業委員会より意見を聞くものとなっています。</p> <p>農振農用地からの除外についての要件は2点です。まず1点目に、農振農用地である必要性がなく、他に代替地がないと認められること。2点目に、営農に支障を及ぼす恐れがないと認められること。という2つの要件が満たされるかについて審議をお願いします。</p> <p>3ページ及び4ページをご覧ください。今回の10月申出期間では4件の申出書が提出されております。</p> <p>位置番号1番の中筒賀湯所地区での太陽光発電施設設置用地が15から18ページで、現況は休耕地で面積1,690㎡です。2番も同じく中筒賀湯所地区での太陽光発電施設設置用地が19から22ページで、現況は休耕地で2,041㎡です。こちらの2件の申請地は隣接しておりますが、別事業者による申請です。3番の上殿下箕角地区での墓地用地が23から26ページで、現況は休耕地で87㎡です。4番の下殿河内水勿地区での倉庫用地が27から30ページで、現況はすでに転用されており309㎡です。こちらは筆界未定地となっており、27ページの赤く囲っている申出地に790-1、791-1、791-2の3地番の境界が定められていない土地です。そのうち791番2はすでに宅地であり、ほかの790-1、791-1が農地であるため今回申出がありました。以上4件で合計面積4,127㎡となっています。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第77号について審議に入ります。議案第77号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第77号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第77号は申請のとおり承認決定いたしました。続いて、議案第78号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第78号の説明をさせていただきます。令和6年度安芸太田町農業施策に対する建議書の提出についてです。先日郵送にて建議書の案を送付させていただいたものをご覧ください。</p> <p>まず、1の担い手の確保・育成対策についてです。(1)に農地所有者の高齢化が進んでおり、農地の管理を委託したいという相談が多く寄せられております。その中で、百姓屋のような農作業受託をする者が少ないためそういった方への支援を求めるものです。(2)は農地や農業用施設等を新規就農者へマッチング</p>

	<p>を行う取り組みを継続すること。(3)は新たな担い手の掘り起こしのために、地域密着した地域計画策定に力を入れること。(4)に安芸太田町独自小規模出荷農業者認定制度を広く町民に広報し、経営が十分可能となる支援策を要望します。</p> <p>2番の畜産農家への支援についてです。今まで農家については支援策がありましたが、畜産農家についての支援は少なかったため、新たに要望するものです。</p> <p>(1)に飼料費、餌代の高騰による負担軽減のため、購入粗飼料に対する補助を要望します。こちらは餌代のうち、配合飼料、ペットフードのようなものについては国からの補助がされているが、粗飼料、藁や牧草については広島県は補助がないため要望するものです。(2)の原油価格・物価高騰による経営負担軽減のための補助を要望ですが、こちらは現在も原油価格・物価高騰が続いているため継続した支援を要望するものです。(3)の経営改善に係るアドバイザーの派遣を要望については、補助金のみではなく経営の見直しも必要と考え、アドバイザーの派遣を要望するものです。</p> <p>3番の地域計画の策定についてです。皆さんもご存じのとおり地域計画の策定を令和6年度中に行う必要がありますが、このことについて「協議の場」での各関係機関及び農業の担い手等を含めての話し合いを行われるようにすること、このために十分な集落との話し合いを行うことを要望します。</p> <p>4番の農業委員会の組織強化及び農業委員会活動に対する予算措置についてです。(1)は調査研究活動、先進地視察研修等への支援及び農業委員会事務局機能の拡充を要望します。(2)は本町の農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬は担当する農地面積で比較すると広島県内でも比較的低いため、報酬の見直しについて検討されるよう要望します。</p> <p>本日、建議内容についてご審議いただき、その後建議内容を取りまとめ、1月に町長と会長、事務局とで話し合いの場を設けるよう考えております。以上です。審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>議長 それでは、議案第78号について審議に入ります。議案第78号について質疑はありませんか。 しばらく休憩にします。</p> <p>(休憩)</p> <p>議長 それでは休憩を開始、会議を再開します。 議案第78号について、質疑ありませんか、 (全員質疑なし)</p> <p>議長 質疑なしと認めます。 それでは、議案第78号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
--	--

議長	<p>挙手多数でありますので、議案第78号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を2点させていただきます。</p> <p>1点目に農地法第3条の3の規定による届出書が2件出ております。資料2、31ページをご覧ください。■■■地区の■■■さん、■■■地区の■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>報告事項2点目は農地への太陽光発電施設設置に関する条例に係る情報についてです。資料3、34ページをご覧ください。こちらは太陽光発電施設設置による問題を防ぐため、全国の自治体が条例を制定していることについて情報をまとめたホームページがあるそうです。こちらについて広島県農業会議から各委員さんへも情報提供をするように連絡がありましたので、共有させていただきます。広島県ではまだ条例を制定しているところはないのですが、他県については建設面積に応じて許可条件を設けたり、設置禁止区域を設けたりしているようです。</p> <p>資料は添付していませんが、国において農地法や農業振興地域の整備に係る法律の見直しが検討されており、その中には営農型太陽光発電事業に係る転用規制強化も検討されているようです。具体的な内容はまだわかりませんが、申請書類を細かく求めたり、確認事項を増やす方向だと伺っております。</p> <p>他にも情報がありましたら随時提供させていただきます。報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありますか。</p>
3番委員	<p>県の条例がないのであれですけど、町は条例作る予定はないんですか。こないだみたいな案件があった場合は条例がないから何もできないです。情報提供があったとしても、条例がない限りは。</p>
事務局	<p>情報提供からの時間が短かったのもありますが、今のところ条例を制定する予定はありません。常設審議委員会でも話題になっていたのが太陽光発電自体を駄目というふうにはしてはいけないんじゃないか、というところがまず一点目。そこを農地に建てる場合に営農型にすると、太陽光パネルの下で作物を育てるというものになるんですけど、その作物を何にするのかとか、収益的に8割以上ちゃんと収益が取れているかどうかというのを3年ごとに報告をするようになっていくんですけど、そちらについてもはっきりとしたどの面積でどの収益でとかというのがまだ現在ははっきりしているものがなくて、そこについては求めていかなきゃいけないんじゃないかとかというところが審議されていて、また、その後に法律の改正がされると思いますという情報が来ている段階なので、はっきりと全部の情報が集まってからじゃないと、どういったものを作ればいいのか、というのが大変な状況というのが現状です。</p>

9 番委員	<p>■■■■地区の件ですけど、あのあと話し合いが行われましたよね。申しあて事項が多分書かれていると思うんですよ。どういう申しあて事項があったかというのを、できれば資料として農業委員会に配っていただきたいと思います。要は草刈りを年 3 回ずつとかいうようなことを■■■■さんおっしゃってますけど、具体的なことは企業と地域についての話があるので、解決するのであればそういう資料があるのであれば一応私たちに教えていただきたいということです。</p>
事務局	<p>■■■■地区については総会の後にはなるんですけど覚書の方を締結するということまでは自治会長の■■■■さんの方にはお聞きしておりますので、締結されたかどうかと内容について教えていただくように情報を確認させていただこうと思います。あと、■■■■地区の方でも太陽光パネルのことで覚書を交わされているというところもあったので、併せて情報提供いただけたらと思いますので、また情報が揃い次第提供させていただきます。</p>
9 番委員	<p>これらの情報を集めていくと、条例に関わる法律的なことがある程度分かると思うので、なんとかなるのかなと思っています。地域の情報としてそれが挙がってきているわけだから。それはここの地域に対して変えないと思うんです。それを参考にしてどういう作りなのかする点もあるかなと思っています。</p>
事務局	<p>条例についてなんですけど農地への太陽光パネルの設置に関するものであればそれで全て情報が整うんですけど、景観条例だったり盛土法だったりとかいろんなことが関わってくるのでちょっと慎重にやった方がいいので時間をいただけたらと思っております。</p>
議長	<p>太陽光パネルは確かに農地を守れない、その逃げ道として全部が太陽光パネルになるのが非常に心配です。田んぼを作るのだったら受け入れの人はおらず、預かる人はおらず、太陽光パネルにするような人がもちろん増えてくるんじゃないかと思うんですよ。どこかで規制をかけられるかもわからないのが、今 9 番員さんが言ったように何かの条件を付加できるような形でやれば、少しでもセーブができるんじゃないかと思うんですよ。確かに国の制度なんで太陽光パネルを止める様なのは全くできないというので、ただそれを導入するためにある程度の条件を付加される、つけるということは町としても農業委員会ができるわけにはいきませんが、町として条例が制定していただければね。うちも審議する、ある程度条件が整えばそれが審議できる。</p> <p>今の状態では右から左で、反対をする立場にないんですべてを通していくんで、そういう意味では何とか町も考えていただきたいとは思いますがね。</p>
議長	<p>そのほか質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。</p>

議長	<p>これもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和5年第12回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:30)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>4 番委員</p>
----	--